

オープンカウンタ方式参加心得書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

愛媛支部

1. 趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部（以下「ポリテクセンター愛媛」という。）では、予定価格が一定の金額以下のものである場合に、予めホームページでの調達のお知らせを行い、広く事業者の方から見積書を提出していただき、見積価格が最低価額である事業者の方を契約相手方として決定する「オープンカウンタ方式」による契約手続きの実施する。これにより契約手続きの公平性・透明性を高めるとともに、官公需法等の趣旨を踏まえ、中小企業者の受注機会の増大を図ることを目的とする。以上について、次により実施する。

2. 調達の対象範囲

オープンカウンタ方式による調達は、次表に該当する物件であって、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

調達の区分	予定価格
物品の製造（印刷製本を含む。）	250万円以下
物品等の購入	160万円以下
物品等の借上げ	80万円以下
その他（役務の提供等）	100万円以下

3. オープンカウンタ方式の参加資格

オープンカウンタ方式に参加し見積書を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 全省庁統一参加資格において、一般競争参加資格を有している者であること
- (2) 本心得書に記載する内容を順守する者であること

4. オープンカウンタ方式の公告

(1) オープンカウンタ方式を実施しようとするときは、案件ごとにオープンカウンタ番号を付して、次に掲げる事項をホームページ等に公告するものとする。

- ① オープンカウンタ番号及び調達件名
- ② 仕様書の設置場所
- ③ オープンカウンタ方式の競争参加資格
- ④ 使用説明会の有無及び実施年月日
- ⑤ 見積書提出期限及び提出場所

- ⑥ 見積もり結果の開披日時及び場所
- ⑦ 契約書等提出の有無
- ⑧ 問い合わせ先

(2) 公告の期間は、原則として開庁日で10日間以上とする。

5. 見積書の様式等

オープンカウンタ方式に使用する見積書は、オープンカウンタ方式に参加する者（以下「参加者」という。）の自社の見積書（任意洋式）、又は別紙「参考様式」の見積書によることとする。

なお、見積書には以下の事項を必ず記載すること。

- (1) オープンカウンタ番号
- (2) 調達件名
- (3) 金額（税抜金額）
- (4) 金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

6 見積書提出

参加者は、見積書を調達の公告に記載されている期限内に、指定する場所及び方法により提出しなければならない。

なお、郵送による提出を認めた場合には、その都度定める手続きにより提出するものとする。

7. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とすること。

- (1) 参加資格を有しない者のした見積
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積書による見積
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書による見積
- (5) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をしたと認められる者による見積
- (6) 上記5（1）から（3）の記載がない見積
- (7) 本心得書を遵守しない者のした見積
- (8) 公告に記載されている期限内に見積書を提出しない者のした見積
- (9) 公告に記載されている場所・方法により提出しない者のした見積

8 仕様書の閲覧書等

- (1) 調達案件の内容、仕様書、見本等は、次の場所で閲覧に供する。

愛媛支部 本館1階 総務課受付

- (2) 参加者が仕様書の閲覧をするときは、備え付けの箱等に名刺、又は書面（任意様式）（「①会社名 ②所属 ③氏名 ④電話番号 ⑤閲覧日 ⑥閲覧したオープンカウンタ番号」を記載したもの）を投函する

こと。

9 質疑

仕様書等に係る質疑は、次の部署で受け付けるものとする。

愛媛支部 総務課経理係

電 話 089-972-0325

FAX 089-972-0950

10 契約予定者の決定

見積の結果、参加者の提出した見積のうち、無効のものを除き、見積価格が予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内で最低のものを契約予定者として決定する。

11 同値見積の処理

見積徴収の結果、予定価格の範囲内の見積がない場合は、再度見積書を徴収することができる。この場合においては、最低価格をもって見積書を提出した参加者から順次随意契約の協議を行うことができるものとする。

12 再度見積

見積書徴収の結果、予定価格の範囲内の見積が無い場合は、再度見積書を徴収することができる。この場合においては、最低の価格をもって見積書を提出した参加者から順次随意契約の協議を行うことができるものとする。

13 参加者不在の取り扱い

見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、再公告（原則として1回を限度）を行うか、別途選定した者へ見積もりを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

14 見積結果の開披

見積の結果は、契約予定者に通知する。また、見積の結果については、後日、公告に記載されている場所で閲覧に供する。（閲覧期間は1週間）

15 契約保証金

契約保証金は、免除する。

16 契約書及び契約条項

(1) 契約書は、愛媛支部指定のものを使用するものとする。

ただし、愛媛支部が契約書の作成を省略できると判断した場合は、請書を作成する。

また、愛媛支部が請書の作成も省略できると判断した場合は、請書についても省略することができるものとする。

(2) 支払は納入後、職員が検査を実施し検査に合格したことを確認した後、適法な支払請求書を受領した日から原則30日以内とする。

(3) 契約予定者は、決定の日から10日以内に、契約書等を提出しなければならない。

ただし、(1)により省略した場合はこの限りでない。

(4) 契約書を締結する場合には、「談合等の不正行為に関する特約条項」を、個人の情報を取り扱う内容の調達である場合には「保有個人情報取扱注意事項」を併せて締結するものとする。

17 契約資格の喪失

次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実を知った日から2年間の範囲内で契約の相手方とせず、オープンカウンタ方式に参加させないことができるものとし、その通知は書面により行うものとする。

(1) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員、又は職員に対する贈賄等、高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務に関し刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者

(2) 契約の施行に当たり故意に製造を粗雑にした者

(3) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

(4) 契約予定者が契約を結ぶこと、又は契約書が契約を履行することを妨げた者

(5) 契約に関する調査にあたり虚偽の申出をした者

(6) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった者、又は履行完了の見込みがないことが明らかになった者

(7) 契約の履行につき不正行為があった者

(8) 契約の履行に関し、故意にポリテクセンター愛媛の職員の指揮監督に従わなかった者

(9) 契約事項に違反した者、又は正当な理由なくして契約の履行を契約当初に定めた期限より著しく遅滞した者

18 その他

本心得書は、平成23年10月1日以降にオープンカウンタ公告を行ったものに適用する

見 積 書

見積金額 　　¥ _____

オープンカウンタ番号 _____

件 名 _____

数 量 　　「仕様書」のとおり

上記の金額をもって、提示されたオープンカウンタ方式参加心得書及び仕様書を承諾のうえ見積もります。

平成 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

愛媛支部契約担当役支部長 菅 和雄

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

*見積金額は、消費税及び地方消費税を除くこと。

*全省庁統一資格通知書の写しを見積書にステープラー留めして添付すること。